

# 核兵器・核実験モニター

NUCLEAR WEAPON & NUCLEAR TEST MONITOR

●発行所 平和資料協同組合(ピースデポ)/PCDS(太平洋軍備撤廃運動:  
Pacific Campaign for Disarmament and Security)  
〒223-0051 横浜市港北区箕輪町3-3-1 日吉グリーネ102号  
TEL:045-563-5101 FAX:045-563-9907 E-mail:peacedepot@y.email.ne.jp  
http://www.jca.ax.apc.org/peacedepot/

●編集責任者 梅林宏道 ●郵便振替 口座番号:00280-0-38075 加入者名:平和資料協同組合

毎月2回1日、  
15日に発行。

1996年4月23日第三種郵便物認可

88 99/3/1

¥200

## ジュネーブ軍縮会議参加国拡大 核軍縮のカギ握る国々が候補 求められる早期決定

ジュネーブ軍縮会議(CD)第一会期では、核軍縮をとり扱う機関の設置を求める3種類の提案が出されている(本誌前号)が、2月18日現在結論は出ていない。議長はベネズエラのセデノ大使に交代し、本会議で、この点とカットオフ条約(兵器用核分裂物質生産禁止条約)を中心に論戦が続いている。今号では、もう一つの論点であるCD参加国の拡大をめぐる議論を中心に紹介する。

CD参加国の拡大は、CD内に特別コーディネーターが任命されている6つの項目のうちの一つである。現在の61カ国に加わる国として、アイルランド、マレーシア、カザフスタン、エクアドル、チュニジアの5カ国が候補にあがっている。しかし昨年の本会議でイランの反対を受け、承認に至らなかった。イランが反対したのは、これらの候補国がイランの人権状況を批判していることへの「報復」とも言われている。

### ◆核軍縮に熱心な候補国

では、この候補5カ国とはどのような国であろうか。

まずアイルランドは、本誌も注目してきた核廃絶を求める国家連合「新アジェンダ連合」の主導国である。同国は伝統的に軍縮問題で国際的な発言をおこなってきた国であるが、CDの参加国でないこともあってか、その存在は必ずしも世界の市民に広く認知されてきたとは言え

ない。

マレーシアは、毎年、国連総会に、期限付きの核兵器禁止条約締結に向けた交渉開始をうたった決議案(いわゆる「マレーシア決議案」)を提出している国である。

カザフスタンは、ソ連の崩壊後核保有国になりえた国であったが、その選択肢をとらなかった。核実験や核兵器製造に伴う放射能被害の現実を身をもって体験している国である。

エクアドルとチュニジアは、それぞれの地域で重要な役割を果たしている国である。

エクアドルは、昨年、第53国連総会第一委員会(軍縮)で「南アジア核実験非難決議」を共同提案し、各国に積極的に支持を呼びかけた。このときエクアドルの代表は、同国はいかなる国の核実験に対しても同じように非難してきたことを強調しつつ、同国は「南アジア諸国と社会的、経済的な理念を共有しており、友好と連帯を維持してきたが、核実験は共有事項には含まれない」と記者発表している。

### ◆5カ国参加に抵抗する動き

では、5カ国の参加に難色を示している国々の動向はどうか。

イランは2月2日の本会議で、同国が「長い困難な査定の過程を経た結果、5カ国の「国家としての志願を受け入れる」ことを決定したと述べ(ザリフ副外相)、翻意を表明した。

しかしその日には、パキスタンの抵抗で全会一致はみられなかった。これは、前述のエクアドルの昨年の行動などへの「制裁」と見られる。パキスタンは5カ国参加反対の立場にいつまでも固執はしないであろうものの、今度はインドが、パ

高知県港湾  
非核化、資料  
3ページ

キスタンと同様の理由から反対を表明するかもしれないという見方がある。

## ◆求められる早期決定と機能改善

CDは96年7月に23カ国が新たに加わり現在の形になった。このときはイラクを含めることに対して米国が強く抵抗していたという経緯がある。

CDは全会一致による意思決定を原則としているため、重要な議題が遅々として進まないという欠点をもっている。これを克服するために、「CDの機能改善」について特別コーディネーターが任命されている。CDの目的に照らして、核軍縮に重要な役割を果たしている候補5カ国の早期の参加決定が望まれる。

## ◆核軍縮作業プログラム、論戦続く

前号で紹介した核軍縮を扱う機関設置の3提案とは、①核廃棄への実際的手段を審議する特別委員会(南アフリカ提案)、②核軍縮のプログラムの交渉を開始する特別委員会(エジプト提案)、③核軍縮についての情報交換のための作業班(ベルギーなど北大西洋条約機構5カ国提案)、である。

2月18日の本会議では、ノルウェー代表が、ベルギー案の共同提案国として、このような作業班ができれば、核保有国が自らのとっている前進的措置について非核保有国に情報提供することで、核軍縮の誓約を履行していることを示すことができると述べた。

これに対しニュージーランド代表は、非核保有国は単なる説明の受け手にとどまるべきではないとして、ベルギー案を批判し、南ア案への支持を表明した。

ウクライナ代表は、ベルギー案の作業班を、前・現・次議長団(トロイカ)協議にとって変わるものと位置づけることを提案し、同時に南ア案にも支持表明した。

非同盟諸国を代表して提出されたエジプト案については、キューバ代表が期限を区切った核軍縮交渉の場とすべきと述べて支持を表明したが、チリ代表は、委員会設置は支持するものの、交渉期限をあらかじめ区切ることは避けるべきだとした。(川崎哲)●

## 東京フォーラムで新提案

本誌は「核不拡散・核軍縮に関する東京フォーラム」に注目してきた(75、79・80、82、84・85号)が、会議メンバーの一人である今井隆吉氏(杏林大学教授、世界平和研究所首席研究員)が同会合の中で、核兵器国や印パ両国などが合意可能なものとして「核兵器廃絶枠組み条約」を提案していることが明らかになった。「東京フォーラム」内での議論が具体的なかたちで明らかになるのはこれがはじめてである。今井氏本人の承諾を得て、99年2月17日『電気新聞』掲載の論文「核兵器廃絶枠組み条約」を以下に転載する。

## 核兵器廃絶枠組み条約 今井隆吉

炭酸ガスを始めとする地球温暖化ガスがこれほど有名になったのは、1992年リオデジャネイロの国連環境会議で、温暖化ガスの排出を1990年の水準から引き下げ「枠組み条約」が作られたからである。

1997年の京都会議、1998年のプエノスアイレス会議というふう議定書を交渉することで数字的な規定を書き入れる、あるいは国際間で排出権を取引するしくみが話し合われ、次第に拘束力が具体化する仕掛けがあるからである。環境関連条約ではオゾン層破壊に関する1985年のウィーン条約と1987年のモントリオール議定書、1983年の長距離越境大気汚染条約と1988年の硫酸化物の発生を30%削減するヘルシンキ議定書というふう原則をまず合意し、後に数量規制を決めるやり方が多い。

「核兵器の究極的廃絶を目的とする核軍縮」は昨年の国連総会でも日本提案の決議が賛成160、棄権11で採択されており、主旨は冷戦後10年経った今日大きな異存はないようである。最大の問題は核兵器廃絶に時間の期限をつけるか、あるいは現在の決議のように曖昧(あいまい)にしておくかという選択である。

アメリカは「究極的」という字が入らないと賛成しない。逆にインドなど非同盟国は核兵器の廃絶に期限を切ってははっきりした約束にしろという主張である。この辺は核不拡散条約(NPT)に参加せず、昨年5月には核実験全面禁止条約(CTBT)に挑戦して地下核実験を強行したのがインド式論理である。

つまり5カ国だけに核保有が認められるNPTが本来不平等であり、インドも当然核で自国の安全保障を守る権利がある。もしアメリカもロシアも期日を切って核兵器を全廃するならインドも当然それに応じる。究極的という言葉だけでは承服出来ない。

米印の口げんかは長年に渡るもので、アメリカは長距離核ミサイルが少なくとも数千発、インドはもしあるとしても短距離核ミサイルが十数発という現実の勢力格差とは関係がない。これ以上言葉をいじって

「核兵器廃絶条約」を多国間で審議するのは全く望みがないであろう。

私の提案は環境の場合と同様に時間の要素を入れず「核兵器の廃絶という共通目標に努力する」という枠組み条約を作り、具体的な数字を書き込むのは一連の議定書に作業の場を移したら良いではないかというものである。

核廃絶の一般的な合意なら、前述の日本決議から究極的云々を取り除き決議の前文に冷戦が終わり、東西の核対決の意味が失われ、多数の核弾頭を保持する意味が無くなった等を書き足せば良い。核兵器の非人道性、強大な破壊力、放射線を伴うことなどももちろん前文に取り入れる。これで核兵器全面廃絶の条約草案が初めて、中、仏、英、印、パなどを含む多国間交渉の舞台に上がることになる。

他方、アメリカとロシアの間では未批准であるが長距離戦略核兵器を2007年までに3000ないし3500発に減らすSTART合意が批准を待たずであり、2010年までに各2000発に減らす交渉も続いている。これらは重要な議定書として主条約に付随される。同時に核保有国がどのような種類の兵器を何発どこに持っているかのリストも重要な付属議定書である。

アメリカと旧ソ連共和国の間には核兵器の解体の手順に関する合意等も進んでおり、兵器技術者の再就職の件と併せてこれも別途議定書になれる。NPT、CTBTではっきりしていないのは核爆発の定義で、そのため臨海未満実験が強行されて物議を醸しているから、これも議定書で説明するのがよい。軽水炉から生じるプルトニウムで兵器が作れるというアメリカの説も技術的問題として議定書に解説を載せるのが良い。

要するに今日までの核軍縮の成果を枠組み条約のもとに整理し直すことで物事がずっとはっきりするはずである。日本政府が中心に世界十八カ国の専門家を集めて核不拡散と核軍縮を議論する「東京フォーラム」の第二回会合(昨年12月18日開催)に私がこの考えを提案し、報告書にどう書くか議論になっている。

# 「港湾の非核化」めぐる 高知県と外務省の攻防

高知県が、県内の港湾の非核化を条例化しようと取り組んでいる。本誌84・85号には、橋本高知県知事の年頭所感を掲載した。

高知県は2月23日、県港湾施設管理条例改正案と一体となった「事務処理要綱案」を県議会各派に提案した。これによれば、港湾施設管理条例に「非核三原則」の理念をうたう一文を追加し、その事

務処理要綱として、外国艦船の寄港にあたっては、県知事が外務省に対して当該艦船が「核兵器を積んでいない」ことを証する文書の提出を要請し、その結果に基づいて県が港湾施設の使用の決定をおこなう、としている。

これに対しては、外務省が「自治体の権能の逸脱」として強い圧力をかけている。

今号では高知県と外務省のやりとりの昨年未までの経過を、①高知県議会決議(97年12月)、②高知県知事の外務省への照会状(98年5月)、③外務省の回答(98年12月)という流れで、それぞれ全文を掲載する。

「自治体の管理する港湾の使用」は、政府が周辺事態法案で想定している「自治体協力項目例」の一つであることや、函館市議会でも2月25日に同じく港湾の非核化を求める条例案が議員提案の形で提出されていることなどから、今後の推移が注目される。❶

## 資料1

### 高知県の港湾における非核平和利用に関する決議

世界の恒久平和は、人類共通の願いであり、昭和59年7月には「非核平和高知県宣言」を決議したところである。

高知新港の一部開港を控え、県内全ての港において非核三原則を遵守し、県民に親しまれる平和な港としなければならない。

よって、当県議会は、ここに改めて高知県の港湾における非核平和利用を決議する。

平成9年12月19日

高知県議会

## 資料2

10港第71号

平成10年5月29日

外務省北米局長 高野紀元 様

高知県知事 橋本大二郎

### 高知県港湾施設管理条例の一部改正に係る 疑義について(照会)

本県は、政府の基本的政策である「非核三原則」をより一層徹底させるため、高知県港湾施設管理条例(以下「条例」という。)の一部改正を検討しています。

改正作業にあたり、下記事項について疑義が生じたので、御教示をお願いします。

なお、現時点における条例改正案は、核兵器を積載した外国艦船による本県港湾施設の使用を規制すべく、使用許可にあたっては非核証明書の提出を要請する予定ですが、この条例案に対する見解をお示しいただければ幸いです。

また、平成2年10月広島県呉市において、港湾管理施設使用条例改正の住民直接請求があった際、政府の公式見解が示されたと側聞していますが、その写しを御恵与ください。

#### 記

- 1 外国艦船に対する港湾法等国内関係法令の適用について  
(1) 港湾法等国内関係法令は、外国艦船に対しても適用されると解されるが如何か。  
(2) 適用されたとした場合、アメリカ合衆国軍艦とその他の国の軍艦とでは、その適用関係に差異が生じるのか。  
また、差異が生じるとした場合、その具体的根拠規定は何か。  
(3) 適用されないとした場合、その具体的根拠規定は何か。
- 2 外国艦船の本邦寄港に関する同意は国の権限と承知しているが、港湾管理者が施設管理上の必要から行う危険物の取り扱い等に関する行為規制や施設使用許可は、管理者である地方自治体の権限であり、両者は一体不可分ではないと考えるが如何か。

## 資料3

北米地第609号

平成10年12月28日

高知県知事 橋本大二郎殿

外務省北米局長 竹内行夫

### 高知県港湾施設管理条例の一部 改正について(回答)

平成10年5月29日付貴書簡において御照会の点についての当方の考え方は下記のとおりです。

#### 記

問1. について

国際法上、一国の領海及び内水において、沿岸国は、米  
国軍艦を含む外国軍艦に対し国内法令を執行することはできない。

なお、米国軍艦は、日米安全保障条約及びその関連取極に基づき我が国の港への出入りを認められている。

問2. について

地方公共団体が行う危険物の取扱等に関する行為規制や港湾施設の使用規制は、港湾の適正な管理及び運営を図る観点からのあくまでも港湾管理者としての地位に着目してのものにとどまる。これらの地方公共団体の規制と外国軍艦の我が国寄港に同意を与えるか否かについての国の決定とは別個の問題である。地方公共団体に前述の権能が与えられているからといって、地方公共団体が当該決定に関与することまでを認めたものではなく、地方公共団体が当該決定を制約できることにはならない。

我が国は非核三原則を国の基本政策として堅持しており、国が外国軍艦に対して寄港の同意を与えるか否かについて決定する際には、このような基本政策を堅持するとの立場を踏まえ対処している。

高知県の条例改正案は、核兵器を積載した外国艦船による高知県の港湾施設の使用を規制することとし、使用許可にあたっては県から非核証明書の提出を要請するものである。これは、港湾管理者である地方公共団体が、外国軍艦が核兵器を搭載していないことを証明する書面を提出しないという理由により、外国軍艦の港湾施設の使用を規制してこれを認めないこととする権能を与えるものである。この場合、我が国への寄港を認めるか否かというのは外交関係の処理に当たる国の事務であり、地方公共団体によるかかる権能の行使は、国の寄港の同意に関する決定に地方公共団体が関与し、又はこれを制約することになり、港湾の適正な管理及び運営を図る観点からの港湾管理者としての地位に基づく権能の範囲を逸脱しているものであって、地方公共団体の事務としては、許されないものである。

# 「自治体協力」に法的正当性なし

—国会論議がよって立つべき基礎法理—

前田哲男(東京国際大学教授、ピースデポ理事)

前号で、周辺事態法案第9条の自治体等の周辺事態への協力規定について、衆議院予算委員会の速記録と、政府による10項目の「協力項目例」の2つの資料を掲げた。また、新ガイドラインの中では5ページの資料①のとおり協力項目が記述されている。

これらの「自治体協力」に関しては多方面から懸念が表明されており、今後国会での論議が深められる必要がある。その論議がよって立つべき点を、日米安保条約とガイドラインの基本的性格にたち返って前田哲男氏に解説してもらった。(編集部)

## ガイドラインは「行政事務」

ガイドライン(日米防衛協力のための指針)とは、安保条約に規定された軍事条項を、日米両軍事組織が共同対処の作戦計画として実施するさい必要な運用マニュアルである。条約や協定と異なり、国会の批准・承認を要しない実務的な政府間とりきめ——「行政事務」(憲法第73条)に当たるとされる。条約の附属とりきめであるから、当然ながら条約本文の指示範囲を超えた内容を規定することは許されない。安保条文の規定および政府の「有権解釈」(「公権的解釈」ともいい、権限ある機関による拘束力を持つ法の解釈)の枠内に止まるべきことはいうまでもない。したがって、ガイドラインによって日米両軍に新たな任務や行動範囲が付与設定されること、さらにそれに基づいて関連国内法が制定され、「地方公共団体の権限および能力」を活用することなどは、文書の性格からして本来的にあり得ない。新任務付与は、安保改定によってのみ可能である。その前提と制約のもと、双方の官僚にガイドライン作成の実務交渉がゆだねられたのである。事実、78年決定の(旧)ガイドライン文書において、その基本性格は「研究・協議」とされ、「前提条件」として「この結論は、両国政府の立法、予算ないし行政上の措置を義務づけるものではない」と明記されていた。

ところが今回はガイドラインの性格が日米による「とりくみ」と位置づけられ、「前提条件」でも、前段には同じ趣旨の文言を掲げながら、それに続けて、「しかしながら、このような努力の成果を各々の具体的な政策や措置に適切な形で反

映することが期待される」という一節が付け加えられた。それによって「ガイドラインの実効性を確保するため」の、周辺事態法案など関連国内法制定に道を開いたのである。問題の根源はここにある。

そこで、まず今回のガイドライン改定と国内法の制定が、国会で批准承認された安保条約の内容および解釈に適合したものかどうかを検討されなければならない。もし逸脱しているとすれば、それは行政による越権行為であり、適法な「行政事務」といえない。そのような国会さえ介在させない実務者協議の場合から、地方自治体の役割が設定された事実を知っておく必要がある。

## 安保の条文規定と「有権解釈」

日米安保条約には三つの地理的概念が含まれている。

第一は「条約区域」。これは第5条の「日本の施政の下にある領域」、つまり日本の領土・領海・領空を指す。字義どおり日米共同防衛の区域であり、領域外行動はいっさい含まれない。

第二に、第6条にいう「(米軍の)駐留目的区域」がある。ここでは米軍の駐留目的および在日米軍基地の使用条件を、「日本の防衛並びに極東における国際の平和と安全の維持に寄与するため」として認めている。その範囲は、「フィリピン以北ならびに日本およびその周辺の区域であって韓国および台湾の支配下にある地域」(政府統一解釈、1960年2月26日。)とされる。「極東条項」と呼ばれるので、これによって(またそれを拡大して)アメリカはベトナム戦争、チーム・スピリット演習、湾岸戦争に在日米軍基地を使っ

てきた。ただし「事前協議」によって、日本側に「ノー」の権利が留保されている。

第三が「米軍の出動区域」。その範囲はアメリカの憲法と政策に従って決まるので、基本的に安保条約の制約を受けない。在日米軍に属さない第7艦隊や海兵隊の行動範囲がそれにあたる。とはいえ、ここでも第6条に基づく「事前協議」によって制限される結果、極東の範囲におおむね一致することになり自由行動できるわけではない、と解されてきた。

以上が安保条約の地理的な枠組みだが、このうち日本の自衛隊が関与するのは第5条の範囲であり、それが限度である。「日本は、極東の平和と安全が日本の平和と安全にいかに緊密な関係があるといいましても、日本の自衛隊が日本の領域外に出て行動することは、これは一切許せないのであります」(岸信介首相、1960年3月11日。)と答弁されており、米軍の駐留目的区域(極東の範囲)と出動区域(無制限)に自衛隊が関与することはあり得ないと見なされてきた。当然のこととして、78年ガイドラインには領域外での自衛隊の協力は規定されておらず、地方自治体との接点もなかった。

地理的範囲に限らず60年安保国会においては、安保条約の目的および限界に関し、岸、藤山(外務)、赤城(防衛)三閣僚から多くの有権解釈がなされている。そこでは、①国連憲章に違反した不当な侵略が現実に行われ、わが国の平和と安全が害せられた場合のみこの条約は発動される。②その場合を含め自衛隊は、いかなる場合においても領土外に出て実力行使をすることはあり得ない。③したがって、安保条約は防衛条約であり憲法に違反するものでない、との論理に基づく答弁がくり返しなされている。米軍の行動を規制する「極東の範囲」や「事前協議」の有効性が、その論拠とし

て強調された。

ここで示された解釈に明らかなように、また、政府が維持してきた「集団的自衛権の不行使」「海外派兵の禁止」などに照らしても、新ガイドラインに登場した「周辺事態」への共同対処や自衛隊による「後方地域支援」「船舶検査活動」「地方公共団体の権限、能力の活用」などが、安保条約の条文を根拠として成り立つ余地はない。

## 新ガイドラインは実質的な安保改定

これらの点から考えて、日米安保協力の新しいかたち＝新ガイドラインは、政府が国民に説明してきた安保運用のあり方と違ったもの——安保条約の実質的改定——に移行したと見なさざるを得ない。そのような日米交渉とその結果が、国会と国民の頭越しに政府の「行政事務」としてなされたのは不当きわまりない行為である。そのことを国会議員はまず糾弾すべきであろう。同時に、ガイドラインが安保条約との適合性を欠き、手続きにおいても違憲であることを明らかにしたうえで、その「実効性を確保する」ための関連国内法、すなわち地方公共団体への協力義務を定めた「周辺事態法案」以下3法案もまた、法的正当性を有しないと主張すべきである。ここにガイドライン問題の本質と議論の立脚点がある。

それを踏まえてこそ、「地方自治への侵害」という新たな事態の重大さが認識できるのである。「ガイドライン特別委員会」

の論戦はそこから始められなければならない。④

### 資料①

## 新ガイドラインに記述された自治体協力項目および内容

### Ⅲ 平素から行う協力

#### 3 日米調整メカニズム

日米両国政府は、自衛隊及び米軍を始めとする日米両国の公的機関及び民間の機関による円滑かつ効果的な対応を可能とするため、共同演習・訓練を強化する。また、日米両国政府は、緊急事態において関係機関の関与を得て運用される日米間の調整メカニズムを平素から構築しておく。

### Ⅳ 日本に対する武力攻撃に対する対処行動等

#### 2—(3)

(ホ)後方支援活動 日米両国政府は、後方支援の効率性を向上させ、かつ、各々の能力不足を軽減させるよう、中央政府及び地方公共団体が有する権限及び能力並びに民間が有する能力を適切に活用しつつ、相互支援活動を実施する。

### Ⅴ 周辺事態の協力

#### 2—(2)

(イ)施設の使用 日米安全保障条約及びその関連取極に基づき、日本は、必要に応じ、新たな施設・区域の提供を適時かつ適切に行うとともに、米軍による自衛隊施設及び民間空港・港湾の一時的使用を確保する。

(ロ)後方地域支援 後方地域支援を行うに当たって、日本は、中央政府及び地方公共団体が有する権限及び能力並びに民間

間が有する能力を適切に活用する。

(ガイドライン別表に記載された地方・民間協力)

米軍の活動に対する日本の支援  
＜施設の使用＞

◇補給等を目的とする米航空機・船舶による自衛隊施設及び民間空港・港湾の使用  
◇自衛隊施設及び民間空港・港湾における米国による人員及び物資の積卸しに必要な場所及び保管場所の確保

◇米航空機・船舶による使用のための自衛隊施設及び民間空港・港湾の運用時間の延長

＜後方地域支援＞

◇補給  
自衛隊施設及び民間空港・港湾における米航空機・船舶に対する物資(武器・弾薬を除く)及び燃料・油脂・潤滑油の提供

◇輸送  
人員・物資及び燃料・油脂・潤滑油の日本国内における陸上・海上・航空輸送  
人員・物資及び燃料・油脂・潤滑油の輸送のための車両及びクレーンの使用

◇衛生  
日本国内における傷病者の治療  
日本国内における傷病者の輸送  
医薬品及び衛生器具の提供  
＜その他＞

◇自衛隊施設及び民間空港・港湾における物資の積卸し

### 資料②

## 日米防衛協力のための指針に関する特別委員会名簿

3月上・中旬に審議が開始されると見られる「ガイドライン特別委員会」の名簿(2月16日付)。数字左は衆議院の第一または第二議員会館を示す1・2、右は館内の部屋番号。

衆議院第一議員会館:〒100-8981 千代田区永田町2-2-1 Tel:03-3581-5111(代表)  
第二議員会館:〒100-8982 千代田区永田町2-1-2 Tel:03-3581-5111(代表)

委員長	山崎拓(自民)	2-624
理事	赤城徳彦(自民)	1-206
理事	大野功統(自民)	1-432
理事	玉沢徳一郎(自民)	1-433
理事	中谷元(自民)	2-736
理事	中山利生(自民)	2-338
理事	畑英次郎(民主)	1-510
理事	前原誠司(民主)	1-601
理事	遠藤乙彦(明改)	2-216
理事	東祥三(自由)	2-733
	安倍晋三(自民)	1-602
	相沢英之(自民)	1-721
	浅野勝人(自民)	2-227

	石川要三(自民)	1-328
	大石秀政(自民)	2-501
	大島理森(自民)	2-502
	河井克行(自民)	2-428
	瓦力(自民)	1-716
	小島敏男(自民)	1-208
	阪上善秀(自民)	1-425
	桜田義孝(自民)	1-338
	田村憲久(自民)	1-713
	西川公也(自民)	2-430
	萩山教厳(自民)	1-728
	平林鴻三(自民)	1-404
	福田康夫(自民)	1-611

	細田博之(自民)	2-533
	宮腰光寛(自民)	2-311
	宮島大典(自民)	2-630
	八代英太(自民)	1-341
	米田建三(自民)	2-634
	伊藤英成(民主)	1-532
	上原康助(民主)	1-441
	岡田克也(民主)	1-443
	桑原豊(民主)	1-704
	玄葉光一郎(民主)	1-522
	土肥隆一(民主)	1-738
	横路孝弘(民主)	2-516
	赤松正雄(明改)	1-412
	市川雄一(明改)	1-411
	佐藤茂樹(明改)	2-317
	山中燦子(明改)	1-201
	井上喜一(自由)	2-609
	達増拓也(自由)	2-224
	西村眞悟(自由)	2-417
	木島日出夫(共産)	2-436
	佐々木陸海(共産)	1-622
	東中光雄(共産)	2-605
	伊藤茂(社民)	1-305
	辻元清美(社民)	2-232

# 朝鮮半島情勢と4者協議

## —緊張緩和への歩みと展望—

木村修三(姫路獨協大学教授)

本誌69号(98年5月15日)の朝鮮半島4者協議に関する解説記事をひき継いで、過去半年ばかりの朝鮮半島をめぐる動向、4者協議の第3回および第4回本会談の内容と、そこから見える展望について木村修三氏に以下に解説してもらった。

ガイドライン法案など最近の地域安保の論議は、「武力紛争が起きた場合」の軍事協力措置にのみ焦点があてられているが、その前になすべき武力紛争を回避するための外交戦略についての議論が欠けている。朝鮮半島の緊張緩和に向けた外交のあり方を考える手がかりとしたい。(編集部)

### 「太陽政策」と「一括解決」志向

98年6月22日、韓国の沖合で漁網にかかり捕捉された朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)の小型潜水艦から9人の乗組員の死体が発見され、また7月12日に北朝鮮工作員と見られる死体が韓国海岸で見つかり、さらに12月18日には北朝鮮工作船らしき潜水艇が韓国沖合で韓国海軍によって撃沈された。その都度、南北関係に緊張が高まるかと危惧されたが、韓国側がきわめて冷静な対応で終始したこと、いずれも大事には至らなかった。金大中政権は北への「太陽政策」を堅持する姿勢を一貫して変えず、後述する地下核施設疑惑問題やミサイル問題でも、米国や日本に冷静な対応を求め続けた。とくに、地下施設査察問題、ミサイル問題、食糧支援、制裁緩和など北朝鮮をめぐる問題の「一括解決」をめざすべきだと米、日に求めていることが、特筆される。

こうした金大中政権の姿勢は北への経済交流強化となって現れ、現代グループを中心とする韓国企業グループの北での観光開発や工業開発計画が韓国政府の承認を得て次々と具体化されるようになった。北もまた、口では金大中政権の政策を非難してきたが、例えば現代グループの鄭周永名誉会長に金正日総

書記が自ら会うなど、経済交流に積極的に応じる姿勢を示してきた。

### 地下核施設疑惑 解決への糸口

米国のクリントン政権も基本的には韓国の「太陽政策」に理解を示してきたが、98年8月、北朝鮮の寧辺付近の金昌里に大規模な地下施設が建設されていることが米政府によって明らかにされ、しかもそれが核開発のための施設ではないかという疑惑が持たれたことから、米朝関係は緊張した。クリントン政権としては、94年10月に成立した米朝枠組み合意(ジュネーブ合意)を堅持し、何としても北に核開発を思いとどまらせておく必要がある。したがって8月21日に再開され、現在まで断続的に続けられてきた米朝高官協議で米側が強く求めたのは、この地下施設に対する査察の受入れであった。これに対し北は当初、これは純粋の民間施設であるとし(11月9日)、後に軍事施設であることは認めたとの、査察により軍事的意味が失われる見返りに3億ドルの補償金が必要だと要求(11月18日)、これを米側が拒んだことから対立状態が続いた。

しかし99年1月に行われた米朝高官協議で、北が大規模な食糧支援や制裁解除の見返りに2回の施設「訪問」を受け入れることを提示したことから、解決への

糸口が開けてきた。米側は「補償」には応じないとしつつも、食糧支援や何らかの制裁緩和を考慮する意向なので、あとはその内容と査察(北は「訪問」として捉える)の時期および回数をめぐる条件闘争の段階に入ったと言えよう。

### 「ミサイル」対応で突出した日本

98年8月31日、北朝鮮は事前の予告なしに弾道ミサイル「テポドン」を発射した(北はこれを人工衛星の打ち上げだと主張している)が、その破片の一部が三陸沖に着弾したことから、日本ではにわかには北のミサイルの脅威が強調されるに至った。しかもこの発射は、北が9月5日に憲法を改正して国家主席の地位を廃止し、金正日総書記が国家最高ポストの国防委員長に再任されて新体制が発足するのと時期を合わせて行われたことから、日本では北の新体制の不気味さと攻撃的性格がことさら喧伝されることになった。注目されたのは、これに対する対応が日韓米で大きく異なったことである。

前述のように、韓国は終始、きわめて冷静に対応した。米国もまた、これは人工衛星を打ち上げようとして失敗したのだという公式の見解を発表した。ひとり危機感を煽ったのは日本政府で、防衛庁はこれをミサイル発射であると断定、日本が北によるミサイル攻撃をいつ受けるかも知れないとばかりに、北が再発射見合わせを約束しない限りは食糧支援や国交正常化交渉の再開を行わないという強硬姿勢を表明した。また偵察衛星の開発やTMD(地域ミサイル防衛)計画への参加を決定、さらに自民党の内部では北への送金停止や禁輸のための外国為替・外国貿易法の改正、さらには北の行動に対する先制攻撃の可能性さえ検討されるに至った。

当初、比較的冷静に対応していた米国でも、共和党が支配する議会で北への疑惑や不信が高まったことを反映してか、次第に北のミサイルの脅威を強調する動きが目立ってきた。例えばテネットCIA長官は2月2日、「北はやがて大きな搭載物を米本土に到達させ得る」と上院軍事委員会での証言で警告、同日発表された1999年の『国防報告』でコーエン国防長官もまた、「北は米国を攻撃し得る

能力を開発するかも知れない」と「重大な懸念」を表明した。これで見限り、米国内では韓国の「太陽政策」に同調しようとする動きと、それに反発してより強硬な政策をとるべきだという動きの二つに分極化しつつあるようである。

## 4者協議 本会談の経過

こうした動きを背景に98年10月21日からジュネーブで開かれた4者協議の第3回本会談では、前回の本会談同様、米韓側が議論を具体化するため分科委員会の設置を求めたのに対し、北は在韓米軍撤退問題や米朝平和協定締結問題などを予め議題に含めるよう要求して難航した。しかし最終的には、「朝鮮半島における平和体制の構築」と「緊張緩和」の二つの分科委員会を設置し、その分科委員会の討議の中で「朝鮮半島全体の軍隊配置を包括的に討議できる」ということで合意し、24日に終了した。つまり米韓側は、「朝鮮半島全体の軍隊配置」との関連で米軍撤退問題も議論の中に含め得るという解釈の余地を北に与えることで、北側を分科委員会設置に歩み寄せたのである。

続いて99年1月19日からジュネーブで開かれた第4回本会談では、初めて分科委員会の討議が行われることになったことから、韓国側は、①偶発的衝突を防ぐための南北軍事当局者間のホットライン開設、②軍事訓練の相互通報、③軍当局者の交流、という三つの討議項目を提案、米側もこれに同調したが、北側は

「和平実現のためには重大障害物である在韓米軍の撤退や米朝平和協定締結のような根本的問題が論議されなければならない」とし、分科委員会でもこの議題化を要求して対立、結局、期待された実質的討議に全く踏み込めないまま22日に閉会した。

## 北朝鮮の意図と 対応のあり方

これまで述べてきた一連の動きからすれば、北朝鮮の意図はかなり明瞭に見える。そしてまた、北へのより賢明な対応のあり方も見えてくる。

(1)北は、米朝間で休戦協定に代わる平和協定を結び、南北間で不可侵宣言を交わす、という主張を80年代から一貫してとり続けてきた。北は92年の南北基本合意書を不可侵宣言と位置づけ、米朝間で平和協定さえできれば平和は達成できるという論理に立ってきた。ところが米国はそれに応じようとはしなかった。韓国の従来の政権が韓国の頭越しに米国が北と交渉することを極端に嫌っていたからである。北が核開発疑惑という危険なゲームををしばしば展開してきたのは、それ以外に米国を交渉に引きずり込む有効なカードがないという判断に立っていたからだと思われる。同時にまた北は、自国が伝統的な同盟国を失って孤立化し、国民の多くが飢餓状態にあることに大きな危機感と焦燥感を感じているに違いない。北がしばしば挑発的な行動や言辞を弄するのは、こうした危機感や焦燥感の裏返しと見るべきであろう。

(2)その意味で言えば、ジュネーブ合意は北に大きな期待を抱かせるものであった。なぜなら、同合意には北への軽水炉建設と重油提供のほか、北への制裁の緩和、米朝連絡事務所の大統領への格上げなどが含まれていたからである。ところが米議会の付した条件のために軽水炉の建設は資金の手当がつかずに予定が大幅に遅れ、重油提供も滞り、大統領への格上げどころか経済制裁もほとんど緩和されるに至っていない。合意を破ったのはむしろ米国側だというのが北の言い分である。ミサイルへの開発にしても、孤立化に追い込まれ兵器運用やメンテナンスさえままならぬ状態で他に自国防衛の手段がなく、かつそれ以外に外貨を稼ぐ手段がない以上、当然だというのが北の言い分である。

(3)もちろん、北のこうした行動や言辞が、日本にとっても東アジアの平和と安定にとっても、さきわめて危険で好ましくないものであることは言うまでもない。また従来、北がさまざまなテロ活動を展開してきた不気味な独裁国家であるという印象を拭い去ることも困難である。しかし、だからと言って、いたずらに北の脅威を強調し、軍事的対応の強化に努めることは、ますます北を危険なゲームに追い込む恐れがある。その意味で言えば、米日両国に対し「太陽政策」と「一括解決」を促している金大中政権の姿勢に積極的に同調することの方が、より賢明な対応の在り方というべきであろう。北の脅威を「周辺事態法」制定の追い風に利用しようなどという考え方は、むしろさきわめて危険な考え方だと言わねばならない。④

## 国会レポート

第145回通常国会

衆議院(1999.2.1~2.12)

(作成:佐藤毅彦)

「\*HP」とあるものは、国会図書館のホームページから会議録を閲覧できます。

<http://www.ndl.go.jp/>

衆議院

[予算委員会]

\*HP:2月1日(月)、2日(火)、3日(水)、12日(金)

2月4日(木)

[地方行政委員会]

●宮島大典(自民)基地交付金

2月9日(火)

[地方行政委員会]

●松崎昭昭(民主)■周辺事態法案、自治体協力、非核証明

[安全保障委員会]

●仲村正治(自民)●伊藤英成(民主)●前原誠司(民主)●佐藤茂樹(公明)●塩田晋(自由)●東中光雄(共産)●辻元清美(社民)■周辺事態法案、北朝鮮核・ミサイル問題、情報衛星、那覇港湾施設、特措法、TMD、東ティモールでのPKO、KEDO、自衛権一敵基地攻撃、防衛的核兵器、非核証明、武器弾薬輸送、自治体・民間協力、防衛庁調達疑惑

[科学技術委員会]

●奥山茂彦(自民)●辻一彦(民主)●斉藤鉄夫(公明)●菅原喜重郎(自由)●吉井英勝(共産)●辻元清美(社民)■原子力と安全、解体核兵器、情報衛星、放射性廃棄物、高速増殖炉、ウラン濃縮プラント

2月10日(水)

[法務委員会]

●奥野誠亮(自民)●漆原良夫(公明)●木島日出夫(共産)■情報公開法、法相の憲法発言

[外務委員会]

●河野太郎(自民)●上原康助(民主)●藤田幸久(民主)●赤松正雄(公明)●松本善明(共産)●伊藤茂(社民)■北朝鮮核・ミサイル問題、KEDO、核兵器先制不使用、日露平和条約、情報公開法案、沖繩ギンバル訓練場、日米地位協定、中東情勢、PKF凍結解除、米国によるトリチウムの軍事用転換、周辺事態法案、非核証明方式

[大蔵委員会]

●末松義規(民主):NPO税制

[運輸委員会]

●宮島大典(自民):日韓漁業協定

2月12日(金)

[内閣委員会]

◇採決:情報公開法案→修正議決、付帯決議

◇◆◆◇

# 日誌

1999. 2. 6～2. 20

(作成: 吉澤庸子)

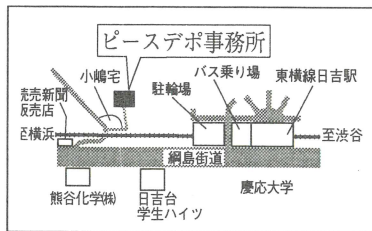
ABM=対弾道ミサイル・システム/CD=ジュネーブ軍縮会議/CTBT=包括的核実験禁止条約/ICBM=大陸間弾道弾/KEDO=朝鮮半島エネルギー開発機構/NATO=北大西洋条約機構/NMD=国ミサイル防衛/SACO=沖縄に関する特別行動委員会/TMD=戦域ミサイル防衛/WP=ワシントン・ポスト

- 2月6日 核兵器開発・製造に転用可能な精密測定器期の不正輸出事件で輸出元の元専務逮捕。「日立電子」幹部ら書類送検へ。
- 2月6日 独外相、ミュンヘンでの安全保障に関する国際会議でNATO加盟国に提唱していた核先制不使用を先送りした。中国代表は、日米ガイドライン、TMD構想を批判。
- 2月7日 イラン国防軍需相、昨年7月に発射実験に成功した新型ミサイルがすでに実践配備されていることを認める。
- 2月8日 インド紙、同国の国防省関係者の話として、ICBM開発計画着手を報道。
- 2月8日 訪韓中の米国防務次官補佐代理、韓国外交交通商北米局長と会談。北朝鮮のミサイル追加発射の兆候なしと述べる。
- 2月9日 北朝鮮の地下施設疑惑やミサイル開発などをめぐる日米韓の高級事務レベル協議開催。疑惑の早期解消、北朝鮮の封じこめが必要との認識で一致。米、80万トンの対北朝鮮食料支援計画を提示。
- 2月9日 ネバダ州核実験場で6回目の「未臨界実験」実施。9月末までにさらに1回を予定。(本誌87号参照。)
- 2月9日 米国防務報道官、今月28日から27日にかけて米国防務長官の中国などへの歴訪発表。中国とは同国の大量破壊兵器拡散問題、北朝鮮の地下核施設疑惑やミサイル開発問題、印パの核、ミサイル開発競争などを協議。
- 2月9日 米外交委員会アジア太平洋小委員会会長、米の対北朝鮮政策を「非常に危険な取り引き」と批判。「包括的な戦略」の必要性を強調。
- 2月10日 米朝鮮和平担当特使、北朝鮮のミサイル再発射を含む対策協議で北京入り。
- 2月10日付 米国防務報道官、ロシアの早期警戒システムの能力低下に「懸念」表明。改善のための協力の必要を強調。
- 2月10日 米調整官、訪朝の意向を固める。核開発凍結と弾道ミサイル規制など求める方針。
- 2月11日 防衛庁、「テポドン」発射を受け情報収集強化の方針。職員の増員、米への派遣など。
- 2月11日 在日米兵隊司令官「テポドン」発射を受け、警戒・即応体制を強化していることを明らかに。
- 2月11日 韓国大統領・高村外相会談で、北朝鮮のミサイル再発射阻止のための連携強化で一致。韓国は太陽政策継続の意向を表明。
- 2月11日 印パの核問題に関するG8拡大事務レベル会合開催。国際金融機関による融資再開は、慎重論多数派のため結論見送り。
- 2月11日 中国代表、CDで米のNMD構想、A

## 公開DS研究会 米国内の軍施設の汚染除去

次回

在日米軍基地のPCB汚染が問題になってきましたが、近年米国内ではどのような浄化作業が行われているのか、マーチ空軍基地(カリフォルニア)における環境回復プログラム(97年5月)を読みます。



☆DS(Disarmament & Security)研究会は、軍縮・安全保障に関する有志の研究会です。ピースデポとしては中堅研究者研修の場として応援しています。

日時:1999年3月20日(土)  
午後2時～5時  
会場:ピースデポ事務所  
(東横線日吉駅下車徒歩7分)  
会費:1,000円(資料代含む)  
連絡先:ピースデポ事務局

BM条約の見直しを批判。TMD構想についても昨年同会議で批判したことを強調。

- 2月11日付 WP、中国が台湾対岸地域の弾道ミサイルを増強したと伝える。米TMD構想への対抗措置と見られる。
- 2月12日 米国防務次官補佐代理、ミサイル問題を含む新しい米朝の枠組みづくりをめざす考えを示す。
- 2月13日 野田自治相、高知県の非核証明書条例化を批判。(本号参照。)
- 2月13日 北朝鮮中央通信、先の日韓外相会談に関して「ミサイル発射は自主権の問題」と両国をけん制。
- 2月16日 防衛庁幹部、「テポドン2号」の発射もあり得るとの見解を明らかに。
- 2月16日 米国防務次官補佐代理、米朝の核兵器開発施設32箇所の写真、数百枚が機密指定解除で公開される。
- 2月17日 米政府、インドとCTBTの早期調印をめぐる交渉前進を認め、経済支援再開の一步として世銀融資解禁の方針決定。
- 2月19日 明石康氏、都知事選出馬のため広島平和研究所所長を辞任。「東京フォーラム」議長も当面見送るとの発表。
- 2月20日 米国の朝鮮政策調整官がまとめる対北朝鮮政策報告の大枠が明らかに。米朝枠組み合意の遵守など基礎。
- 2月20日 安保問題合同訪韓団、韓国国防相らと会談。北朝鮮ミサイル発射時のKEDO事業対応めぐり「激論」。
- 2月20日 印パ首脳会談始まる。核戦争防止の信頼醸成措置、署名問題などが議題に。

### 沖縄

- 2月8-9日 吉田勝広金武町長、ギンバル訓練場のヘリパッドの移設先をブルービーチではなくキャンプ・ハンセンへと省庁に要請。
- 2月9日 閣議後会見で、野呂田防衛庁長官、「改正特措法」の再改正を地方分権一括法案のなかで3月に提出と表明。
- 2月10日 稲嶺知事、記者会見で「普天間飛行場・那覇港湾施設返還問題対策室」設置を説明。3月1日めど、10人以内、知事公室内。
- 2月12日 来沖中の大森敬治防衛施設庁長

官、県庁で稲嶺知事と会見。県の普天間、那覇軍港へのとり組みを支援すると約束。

- 2月12日 キャンベル国防次官補代理とデミング国防次官補代理、鈴木宗男官房副長官と首相官邸で会談、稲嶺知事方針の支持を表明。
- 2月12日 F・リプリー四軍調整官、ギンバルのヘリパッド移設先について、SACO順守を望みながらも協議継続と施設庁長官に。
- 2月13日 県、国、米軍の三者連絡協の再開準備会が那覇市で。現地レベルで解決可能な基地問題を扱う場として4-6月再開を確認。
- 2月15日 稲嶺知事、ギンバル訓練場のヘリパッドの移設問題で、金武町の意向うけ、SACO見直し要請もあると、定例会見で発言。
- 2月16日 昨年10月の女子高生ひき上げ死亡事件で、那覇地裁、米海兵隊隊長に懲役1年8月の判決。
- 2月18日 蔵当真徳・与那城町長、与勝半島沖への普天間代替ヘリポート建設案に反対を改めて反対派住民グループに表明。
- 2月19日 宜野座村長、村議長、ギンバル訓練場のヘリパッドの移設先、ハンセンの宜野座村部にすると県、那覇防衛施設局に申入れ。

### 沖縄のこよみ

- 2000年4月 嘉手納弾薬庫地区、一部土地の契約期限切れ。沖縄市所有地を含む。



### 読者のみなさんへ

宛名ラベルのメッセージについて

会員以外の定期購読者には「(定)」が入っています。その他の方々も、定期購読して下さい。止める場合は、ご一報下さい。

お送りした号で誌代が切れるとき、「今号で誌代切れ、継続願います。」というメッセージが入ります。また、お送りした号がすでに前号以前に誌代切れになっているとき、「誌代切れ、継続願います。」というメッセージが入ります。

ピースデポの会員になって下さい。会員には、『モニター』と『会報』が郵送されるほか、情報の利用にあたって優遇されます。(会員種別、会費、手続については、お問い合わせ下さい。)[核兵器・核実験モニター]の購読のみも可能です。年間5,000円です。

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

秋山祐子(ピースデポ)、川崎哲(ピースデポ)、青柳絢子、木村修三、佐藤毅彦、前田哲男、吉澤庸子、梅林宏道